

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	すくすく赤ちゃん訪問事業のための誕生祝い品はがきの目的外利用について
--------	------------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第11条第2項第5号（目的外利用）

（担当部課： 健康部 健康推進課 健康事業係）

事業の概要

事業名	すくすく赤ちゃん訪問
担当課	健康部 健康推進課
目的	すくすく赤ちゃん訪問の訪問率を100%に近づけるため、誕生祝い品はがきに記載されている情報を基に、電話勧奨を行う。
対象者	新宿区内に居所を有する生後4か月までの乳児のいる全家庭
事業内容	<p>区では従来から母子保健法に基づき、新生児訪問（生後60日以内の新生児がいる家庭を助産師等が訪問するもの）を実施してきた。</p> <p>平成21年4月より、児童福祉法に基づき、乳児家庭全戸訪問（生後4か月未満の乳児がいるすべての家庭を助産師等が訪問するもの）の実施が、市区町村の努力義務となったため、区では、乳児家庭全戸訪問と新生児訪問を併せた「すくすく赤ちゃん訪問」事業を実施している。</p> <p>平成21年度すくすく赤ちゃん訪問事業における初回訪問実施率は、約73%（概算）に留まっている。</p> <p>本事業では今まで、出生通知票により申請があった家庭や、誕生祝い品はがきから電話連絡の同意を得られた家庭に連絡をし、訪問を行っていた。</p> <p>今後は、本人同意が無くても誕生祝い品はがきに記載されている電話番号を活用できるようにし、これまで連絡のとれなかった家庭に連絡をとることで、訪問実施率を100%に近づけ、児童虐待防止等に努める。</p> <p style="text-align: center;">【平成21年度 初回訪問実績】</p> <p style="text-align: center;">1,598件</p> <p style="text-align: center;">【平成21年 出生数】</p> <p style="text-align: center;">2,193人（概数）</p>

件名 すくすく赤ちゃん訪問事業のための誕生祝い品はがきの目的外利用について

保有元		利用先	
保有課	子どもサービス課	利用課	各保健センター
登録業務の名称	誕生祝品支給	登録業務の名称	すくすく赤ちゃん訪問
登録業務の目的	誕生祝い品の送付	登録業務の目的	すくすく赤ちゃん訪問事業への活用
登録業務に係る個人情報の記録媒体	はがき	登録業務に係る個人情報の記録媒体	紙台帳
目的外利用を行う理由	誕生祝い品はがきに記載されている電話番号を活用し、これまで連絡のとれなかった家庭に連絡をとることで、すくすく赤ちゃん訪問実施率を100%に近づけ、児童虐待防止等に努める。		
目的外利用を行う情報項目	誕生祝い品はがきに記載されている下記項目 保護者氏名 お子様の氏名・生年月日 住所 電話番号		
目的外利用を行う際に使用する記録媒体	紙台帳		
目的外利用の時期・期間	平成23年4月1日から以降継続		
緊急時の目的外利用における本人通知の状況	*****		